第13次砂利等採取規制計画書本計画書令和5年3月作成

砂利等採取規制計画書

自 令和 5年4月 至 令和10年3月

令和5年3月 中国地方整備局

目 次

Ι	規制計画策定の経緯	 1
П	策定における方針	 1
Ш	策定計画の概要	 2
IV	河川別規制計画	 3
	1)年次計画	 3
	2)砂利等の採取に関する規制計画	 4
	3)設定数値一覧表	 3 6

I 規制計画策定の経緯

- 1. 河川砂利の採取は、昭和41年5月に策定された「河川砂利基本対策要綱」(昭和49年4月 改訂)並びに同年6月の「砂利等採取許可準則」に基づき、規制計画を策定し河川砂利の計画的 採取を図ってきた。
 - ·第1次規制計画(昭和41年度~昭和45年度)
 - ・第2次規制計画(昭和46年度~昭和51年度)
 - ·第3次規制計画(昭和49年度~昭和53年度)
 - 第4次規制計画(昭和53年度~昭和57年度)
 - ·第5次規制計画(昭和58年度~昭和62年度)
 - ·第6次規制計画(昭和63年度~平成4年度)
 - 第7次規制計画(平成5年度~平成9年度)
 - ·第8次規制計画(平成10年度~平成14年度)
 - ·第9次規制計画(平成15年度~平成19年度)
 - ·第10次規制計画(平成20年度~平成24年度)
 - ・第11次規制計画(平成25年度~平成29年度)
 - ·第12次規制計画(平成30年度~平成34年度)

Ⅱ 策定における方針

- 1. 現在実施中である第12次規制計画が、平成34年度(令和4年度)で年次計画満了になることに伴い、第13次規制計画を策定する。対象期間は、令和5年度~令和9年度とする。
- 2. 河川整備基本方針及び河川整備計画を踏まえ、第12次規制計画の策定方針を考慮しつつ、その後の横断測量成果を基に河床の動向、河川改修工事等による河道の変化、河川環境の保全等を勘案し定める。
- 3. 河川の状況は洪水や河川工事等の様々な外的要因により大きく変化し、また、今後の社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応していく必要があるため、計画内容の見直しの必要が生じた場合は 速やかに変更をおこなうものとする。

Ⅲ 規制計画の概要

中国地方の一級河川13水系の指定区間外を対象として策定した結果の概要は次のとおりである。

- 1. 直轄管理区間(ダム管理区間を除く)の4水系(旭川、小瀬川、日野川、天神川)は、全面禁止とする。
- 2. ダム管理区間については全面禁止とする。
- 3. 用途規制河川は、第10次規制計画まで江の川(下流)を指定してきたが、第11次規制計画での採取可能量が第10次計画策定時と同量程度で概ね安定していることから、第11次規制計画にて全川について用途規制を解除しており、本規制計画においては、引き続き、規制をかけないものとする。
- 4. 規制計画の対象区間延長 749. 03km (うちダム管理区間 129. 03km) に対して、採取可能量を 2,477 千m³とし、採取許可予定量は 2,477 千m³とする。

Ⅳ 1) 年次計画

	ħ	ţ.																																			
	華	E		全面禁止		全面禁止			全面禁止			全面禁止		全面禁止	全面禁止			全面禁止					全面禁止	全面禁止			全面禁止	全面禁止		全面禁止	全面禁止		全面禁止		全面禁止		
		中晶		4-1		4.1			4-1			4.1		4-1	4-1			4-1					**	1.1			4.1	4.1		4-1	4.1		4-1		4-1		
盂	ī	:許可 定 量 予	_		1		1				535		535				-		_	130	536	ı			1	864			864	1		_		412		412	
⟨ [I	取探取許量予定																												•					-		H
		画 本 回 茶 可 能	_		ı		1	I		ı	535		535				1		1	130	536	ı			I	864			864			1		412		412	
11日本	tive	予商																																			
今和10年度い際	-	探取許可 子 定 量 3	_		ı		ı	1		ı	32		32				1		ı	-	486	I			I	1			-	I		1		1		ı	100
4	-	採取可能量	_		ı		1	ı		ı	35		35				-		ı	-	486	1			ı	1			_	ı		1		1		_	,
		軍工																																			Ī
	小計	取許可流定量予	_		1		1	1		1	200		200				ı		_	130	20	ı			1	-			1	ı		-		412		412	0000
	,	能量 予	_		<u> </u>		_	1		_	200		200				_		_	130	20	ı			-	_			_	1		_		412		_	0000
		下量茶口									2		5							1														4		4	ľ
	年度	后 一 所 一 一 一 一 一 一 一																																			L
	令和9年度	取探取許可	_		1		1	I		1	100		100				-		1	26	10	ı			I	-			1	I		1		82		82	
		城 可 能	-		1		1	1		ı	100		100				-		ı	56	10	ı			I	1			_	I		1		82		82	0,0
	11.4	流 予 想 量																																			
画	令和8年度	探取許可 予 定 量	_		ı		_	ı		ı	100		100				-		_	56	10	-			1	_			_	I		_		82		82	0,0
Ħ	Ų⊢	能量	_		ı		ı	ı		ı	100		100				1		1	56	10	ı			1	-			_	ı		1		82		82	0,0
汝		海 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 回 型 面 可 型 面 可 型 面 可 型 面 可 面 可 面 可 面 可 面 可																																			Ī
年	令和7年度	探取許可 流子 定量予	_				-	1			100		100				-		_	56	10	ı			-	_			_	ı		_		82		82	
¥	令和	取報	_		1		-	1			100		100				_		_	56	10	ı				_			1	ı		_		82	-	82	
		茶百						·			-		-							2	_					_				_				3		8	_
	年度	中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一									_																										L
	令和6年度	取探取許可	_		1		1	I		1	100		100				-			56	10	ı			I	1			_	I		1		83		83	
		茶口 二部	_		ı		1	1		1	100		100				-		ı	56	10	ı			I	-			_	I		1		83		83	3
	14tV	流予																																			
	令和5年度	探取許可 矛 定 量	_		ı		_	I		1	100		100				_		ı	56	10	1			ı	_			_	ı		_		83		83	0,0
	4-	探 可 能 量	_		ı		ı	1		1	100		100				-		ı	56	10	ı			1	1			_	ı		-		83		83	0,0
		· 終点																																			Ī
	M	距点																																			-
	水水	1 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	早井川	苫田ダム	吉井川計	旭川	三梁川	田	八田原ダム		大田川	温井ダム	太田川計	小瀬川	弥栄ダム	小瀬川計	佐波川	島地川ダム	佐波川計	旧丰皇	エのII 下 流	ゴのゴ 三のゴ 誤	市ダム	灰塚ダム	江の川計	斐伊川	尾原ダム	志津見ダム	斐伊川計	旧番川	菅沢ダム	相川種日	天神川	干代川	殿ダム	千代川計	

数値空欄箇所はOである 欄が一の箇所は申請のあった時点で対応するため設定無し

2) 砂利等の採取に関する規制計画

吉井川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	吉 井 川	32k800	3k800	29. 00
支 川	金 剛 川	3k800	吉井川合流点	3. 80
計				32. 80

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

昭和42年度より砂利等採取規制計画に基づき採取を許可してきたが、管理河床高近くまで河床が低下したため、昭和46年度より堆積が認められる一部区間を除き採取を禁止している。

第10次規制計画では、河川整備基本方針が策定されていなかったため、掘削基準河床高を計画河 床高から計画河床高+0.5mに設定し、河川管理上支障のない範囲で計画的に採取を許可してきた。

第11次規制計画では、平成21年に策定された吉井川水系河川整備基本方針を踏まえ、施設設計河床高又は施設設計河床高+0.5mと平水位を比較して、高い方を掘削基準河床高とした。

第12次規制計画では、掘削基準河床高は第11次計画と同様とした。24k400~29k000 の区間は平均河床高が掘削基準河床高より低い箇所が多いが、右岸側や中州に堆積が見られるため、採取可能とした。

第13次規制計画では、河床が掘削基準河床高近くまで低下した状態が継続しているため、第12次計画と同様とし、部分的に堆積が認められる一部区間を除き、引き続き禁止区域とする。

河口部(0k000~3k800)は、河床材料がシルトを含有する泥土混じりの黒褐色の細砂であり、骨材として不適であるため、引き続き対象外区間とする。

支川金剛川については、橋梁・堰等の構造物が連続し、これら施設に支障があるため、引き続き、 全川禁止区域とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削と して採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	吉井川	24k400	3k800	20. 60
		32k800	29k800	3. 00
支 川	金剛川	3k800	吉井川合流点	3. 80
計				27. 40

別添一般図表示のとおり

②保安区域

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(5) 掘削可能量及び採取可能量

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

- (6)年次別計画 設定なし。
- (7) その他必要事項 なし

吉井川水系砂利等の採取に関する規制計画(苫田ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	吉 井 川	99k760	90k310	9. 45
計				9. 45

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

苫田ダムは、平成17年3月の完成後、管理に移行し14年が経過している。

ダム下流側の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流側の直轄管理区間は、川幅が狭く、橋梁や取水堰等の構造物が点在しており採取可能箇所が確保出来ない。また、ダム管理に支障を及ぼす堆積が見られないことから砂利採取を禁止する。 よって、苫田ダム直轄管理区間においては、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	吉 井 川	99k760	90k310	9. 45
計				9. 45

別添一般図表示のとおり

②保安距離

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

当面は全川採取禁止とするが、今後は推積等を勘案し、規制区間の見直しを行う場合がある。

旭川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	旭 川	17k500	7k000	10. 50
計				10. 50

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

旭川は、水制、取水堰、伏越、橋梁等の構造物が連続して設置されており、これらへの支障を考慮して従来から砂利採取を禁止している。

本規制計画では、部分的な堆積が見られるが、平均河床高に大きな変化がないため、引き続き採取を禁止する。

河口部 (0k000~7k000) 及び派川百間川は、河床材料がシルト及び粘性土であり、骨材として不適であるため、対象外区間とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	旭 川	17k500	7k000	10. 50
計				10. 50

別添一般図表示のとおり

②保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

高梁川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	高梁川	23k000	-1k600	24. 60
派川	派 川	高梁川分岐点	高梁川合流点	2. 00
支 川	小 田 川	7k928	高梁川合流点	8. 73
計				35. 33

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

昭和42年度以降、砂利採取規制計画に基づき採取を許可してきたが、管理河床高近くまで河床が低下したため、昭和46年度から堆積が認められる一部区間及び派川柳井原貯水池内を除き、採取を禁止してきた。

第12次規制計画では、派川柳井原貯水池を河川環境(重要な種)に配慮して採取を禁止した。

本規制計画では、河床が管理河床高近くまで低下した状態が継続しているため、引き続き堆積が認められる一部区間を除き採取を禁止する。

河口部 (-5k800~-1k600 区間) は、河床材料がシルト、粘性土混じりであり、骨材として不適であるため、引き続き対象外区間とする。

派川柳井原貯水池内についても、河川環境(重要な種)に配慮して引き続き禁止区域とする。

支川小田川は、橋梁・堰等の構造物が連続し、これらの施設に支障があることから、引き続き禁止 区域とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	高梁川	18k400	-1k600	20. 00
		23k000	20k800	2. 20
派川	派 川	高梁川分岐点	高梁川合流点	2. 00
支 川	小 田 川	7k928	高梁川合流点	8. 73
計				32. 93

別添一般図表示のとおり

②保安区域

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(5) 掘削可能量及び採取可能量

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(6) 年次別計画

設定なし

(7) その他必要事項 なし

芦田川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	芦 田 川	43k000	海に至る	43. 00
支 川	高屋川	7k600	芦田川合流点	7. 60
計				50. 60

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

昭和41年度以降の規制計画では、河床低下のため採取の禁止を継続してきたが、昭和53年度から禁止を解除し、一部の区間において河川管理に支障のない範囲で砂利の採取を許可している。

第11次並びに第12次規制計画では、全川にわたり相当量の採取可能量が確認できたため、一部の区間を除いて全川に渡り砂利の採取を許可した。

本規制計画においても、引き続き河川管理上支障のない範囲で許可する。

また、上流部 43k000~39k100 は、直上流に八田原ダムが完成しており、土砂の供給がないため、支川の阿字川が合流するまでの区間を禁止区域とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	芦田川	43k000	39k100	3. 90
計				3. 90

別添一般図表示のとおり

②保安区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	芦田川	左岸 0k400	左岸 0k000	0. 30
		右岸 0k800	右岸 0k600	
計				0. 30

別添一般図表示のとおり

(5) 掘削可能量及び採取可能量

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(6)年次別計画 設定なし

(7) その他必要事項

芦田川水系砂利等の採取に関する規制計画(八田原ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	芦 田 川	53k200	43k000	10. 20
支 川	宇津戸川	2k100	芦田川合流点	2. 10
計				12. 30

別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

八田原ダムは、平成10年3月の完成後、管理に移行し21年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、上流に三川ダムがあるため大規模な土砂の流入が考えられないことや、 ダム管理に支障を及ぼす堆積は認められないため、砂利採取を禁止する。

よって、八田原ダム直轄管理区間においては、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削と して採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	芦 田 川	53k200	43k000	10. 20
支 川	宇津戸川	2k100	芦田川合流点	2. 10
計				12. 30

別添一般図表示のとおり。

②保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

太田川水系砂利等採取に関する規制計画

(1)対象区	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
間種 別				
幹川	太田川	70k800	海に至る	73. 80
支川	三篠川	9k450	太田川合流点	9. 45
	根の谷川	5k450	太田川合流点	5. 45
	滝 山 川	4k900	太田川合流点	4. 90
	戸坂川	0k100	太田川合流点	0. 10
派川	旧太田川	太田川分派点	海に至る	8. 67
	天 満 川	旧太田川分派点	海に至る	6. 40
	元 安 川	旧太田川分派点	旧太田川合流点	5. 40
	古川	太田川分派点	太田川合流点	7. 20
計				121. 37

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

本川下流部は、昭和42年度より砂利等採取規制計画に基づき採取を許可してきたが、昭和44年 度より採取可能量の減少に伴い、出水等による異常堆積土の掘削以外は禁止してきた。

本規制計画で検討したところ、顕著な堆積は認められず、また環境面なども考慮し、引き続き採取を禁止する。

本川上流部では、堆積が見られるため、従来より計画的に採取しており、本規制計画においても引き続き、河川管理に支障のない範囲で計画的に採取を許可していく。

下流部、市内派川及び古川、戸坂川は、橋梁等の構造物工作物が多いことや、沿川に人口・資産が張り付き、河川利用が頻繁であることから、従来通り禁止区域とした。また、滝山川は、下流部は橋梁等の工作物が多く、上流部は川幅が狭いことから、採取可能区間が生じないため、第12次を踏襲し全川禁止区域とした。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	太田川	6k400	海に至る	9. 80
		24k700	23k500	1. 20
		27k600	25k300	2. 30
		34k500	32k000	2. 50
		39k200	37k300	1. 90
		41k100	39k500	1. 60
		44k100	43k900	0. 20
				小計 19.50
支 川	三篠川	1k400	太田川合流点	1. 40
		7k200	5k600	1. 60
		9k000	8k000	1. 00
				小計 4.00
"	根の谷川	5k450	4k000	1. 45
"	滝 山 川	4k900	太田川合流点	4. 90
//	戸 坂 川	0k100	太田川合流点	0. 10
派川	旧太田川	太田川分派点	海に至る	8. 67
"	天 満 川	旧太田川分派点	海に至る	6. 40
"	元 安 川	旧太田川分派点	旧太田川合流点	5. 40
//	古川	太田川分派点	太田川合流点	7. 20
計				57. 62

別添一般図表示のとおり

②保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量	採取可能量	摘要
					(千 m3)	(千 m3)	
幹川	太田川	70k800	5k600	65. 20	529	529	
支川	三篠川	9k450	0k000	9. 45	3	3	
	根の谷川	4k400	0k000	4. 40	3	3	
計				79. 05	535	535	

(6)年次別計画

Ⅳ 1) 年次計画のとおり

(7) その他必要事項

太田川水系砂利等の採取に関する規制計画(温井ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	滝 山 川	12k900	4k900	8. 00
計				8. 00

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

温井ダムは、平成14年3月に完成後、管理に移行し17年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、ダム管理に支障を及ぼす堆積は認められず、川幅も狭く採取可能箇所 が確保出来ないため、砂利採取を禁止する。また、名勝「滝山峡」があり、環境へも配慮する。

よって、温井ダム直轄管理区間においては、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	滝 山 川	12k900	4k900	8. 00
計				8. 00

別添一般図表示のとおり

2保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

小瀬川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	小 瀬 川	13k100	海に至る	13. 70
計				13. 70

別添一般図表示のとおり。

(2)規制の方針

小瀬川は、橋梁及び油送管橋等の構造物が連続し、下流部では、沿川に人口・資産が分布している ため河川利用に影響を及ぼすことを考慮し、従来から砂利採取を全川禁止している。

本規制計画においても、引き続き全川禁止とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削と して採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面 別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	小 瀬 川	13k100	海に至る	13k70
計				13k70

別添一般図表示のとおり

②保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量及び採取可能量 なし

(6)年次別計画

なし

(7) その他必要事項

小瀬川水系砂利等の採取に関する規制計画(弥栄ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	小 瀬 川	21k850	13k100	8. 85
支 川	飯谷川	1k200	小瀬川合流点	1. 20
	笹ヶ谷川	2k050	小瀬川合流点	2. 05
	長 谷 川	5k300	小瀬川合流点	5. 30
	百合谷川	1k150	長谷川合流点	1. 15
	岸根川	1k370	長谷川合流点	1. 37
	日 宛 川	0k720	長谷川合流点	0. 72
	佐 坂 川	2k120	長谷川合流点	2. 12
	瀬戸ノ内川	0k640	佐坂川合流点	0. 64
計				23. 40

別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

弥栄ダムは、平成3年3月の完成後、管理に移行し32年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、上流に小瀬川ダムがあり、大規模な土砂の流入が考えられないことや、 ダム管理に支障を及ぼす堆積は認めらないことから、砂利採取を禁止する。

支川は、川幅が狭く、採取可能箇所が確保出来ないため砂利採取を禁止する。

よって、弥栄ダムの直轄管理区間においては、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	小 瀬 川	21k850	13. 100	8. 85
支 川	飯谷川	1k200	小瀬川合流点	1. 20
	笹ヶ谷川	2k050	小瀬川合流点	2. 05
	長 谷 川	5k300	小瀬川合流点	5. 30
	百合谷川	1k150	長谷川合流点	1. 15
	岸根川	1k370	長谷川合流点	1. 37
	日 宛 川	0k720	長谷川合流点	0. 72
	佐 坂 川	2k120	長谷川合流点	2. 12
	瀬戸ノ内川	0k640	佐坂川合流点	0. 64
計				23. 40

②保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

- (6)年次別計画 なし
- (7) その他必要事項 なし

佐波川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	佐 波 川	26k200	-1k600	27. 80
計				27. 80

別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

昭和42年度以降、防府総合堰から河口までの区間を除いた中流から上流部の掘削可能な箇所において、採取を許可してきた。

第6次規制計画では、河床低下傾向であることや、橋梁や堰等の構造物への影響を考慮し、中流の 真尾堰~鈴屋堰の採取を禁止した。

第11次規制計画以降は、低下傾向であった河床高も全川を通じて安定していることが確認されたため、禁止区域を解除し、河川管理上支障とならない範囲での採取を許可した。

河床は全川を通して概ね安定傾向にあるため、本規制計画においても、砂利採取に関する申請等が あった時点で、その時の河川状況等勘案の上河川管理上支障とならない範囲内において採取を許可す る。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(4)禁止区域等

①禁止区域

設定なし

2保安区域

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(5) 掘削可能量及び採取可能量

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(6) 年次別計画

設定なし

(7) その他必要事項

佐波川水系砂利等の採取に関する規制計画(島地川ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	島地川	直轄管理区間	直轄管理区間	6. 60
		上流端	下流端	
計				6. 60

別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

島地川ダムは、平成56年7月に完成後、管理に移行し41年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、ダム管理に支障を及ぼす堆積は認められないため砂利採取を禁止する。 よって、島地川ダムの直轄管理区間において、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	島地川	直轄管理区間	直轄管理区間	6. 60
		上流端	下流端	
計				6. 60

別添一般図表示のとおり。

②保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

高津川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1)対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	高津川	14k200	海に至る	14. 40
支 川	匹 見 川	1k030	高津川合流点	1. 03
計				15. 43

別添一般図表示のとおり。

(2)規制方針

第2次規制計画より、河口部を除き採取を許可してきた。

第3次規制計画では、河床低下による構造物への影響及びアユの産卵保護のため採取禁止とし、河付近の港湾区域との重複区間のみ許可してきた。

第4次規制計画より、一部区間に堆積が確認されたため、下流のアユ産卵場を除き、河川管理上支障のない範囲で計画的に許可することとした。なお、白上川、高津川派川は、粘性土質で骨材として不適当であるため採取対象外区間とした。

第11次規制計画より、基本方針河床高を基に検討した結果では、下流・中流部に採取可能量が認められたため、河川管理上支障のない範囲で計画的に許可しており、本規制計画も同様とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床および掘削基準断面

別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	高 津 川	2k520	0k470	2. 05
		5k800	2k800	3. 00
		6k350	5k800	0. 55
		14k200	9k140	5. 06
支 川	匹 見 川	1k030	高津川合流点	1. 03
計				11. 69

別添一般図表示のとおり。

②保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量および採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量 (千 m3)	採取可能量 (千 m3)	摘要
幹川	高津川	2k800	2k520	0. 28	12	12	
		9k140	6k350	2. 79	119	119	
計				3. 07	131	131	

(6) 年次別計画

Ⅳ 1) 年次計画のとおり

(7) その他の必要事項 なし

江の川(下流)水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	江の川	92k700	海に至る	91. 30
計				91. 30

※80km700 (右岸県境) ~92km700 (118km200) (左岸県境) 間 L = 12km は、河道中心より左岸側のみ対象。 別添一般図表示のとおり。

(2)規制方針

昭和44年度の指定区間外編入以降、河口からの塩分遡上対策及びアユの産卵保護を目的とした一部区間を除いた掘削可能な区間において、採取を許可してきた。

第11次規制計画より、基本方針河床高を基に掘削可能量を再検討したところ、下流・中流部に採取可能量が認められたため、引き続き河川管理上支障のない範囲で計画的に許可することとした。

本規制計画においても、相当量の採取可能量が認められたため、引き続き河川管理上支障のない範囲で許可することとする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床および掘削基準断面

別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	江の川	1k970	0k900	1. 07
		5k200	4k800	0. 40
		7k200	5k600	1. 60
		20k400	8k200	12. 20
		92k700	32k400	58. 90
計				74. 17

別添一般図表示のとおり。

2保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量および採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量	採取可能量	摘	更
					(千 m3)	(千 m3)		
幹川	江の川	0k900	0k000	0. 90	59	59		
		4k800	1k970	2. 83	61	61		
		5k600	5k200	0. 40	32	32		
		8k200	7k200	1. 00	69	69		
		21k210	20k400	0. 81	15	15		
		24k000	21k610	2. 39	21	21		
		28k140	24k400	3. 74	193	193		
		31k190	28k540	2. 65	69	69		
		32k400	31k590	0. 81	17	17		
計				15. 53	536	536		·

(6)年次別計画

Ⅳ 1) 年次計画のとおり

(7) その他の必要事項 なし

江の川(上流)砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	江の川	179k000	106k100	72. 30
支 川	馬洗川	5K800	江の川合流点	5. 80
	西城川	1K300	馬洗川合流点	1. 30
	神野瀬川		江の川合流点	5. 50
計				84. 90

※ 江の川 106k100~118k200 L=12.0km 間は河道中心より右岸側のみ対象 別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

昭和41年度に指定区間外の編入以降、全川に渡り、河床高が安定していることから、河川管理上 支障のない範囲で採取を許可してきた。

本規制計画においても、引き続き採取を許可することとし、砂利採取に関する申請があった時点で、そのときの河川の状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し、個別に対応する。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(4)禁止区域等

①禁止区域

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

②保安区域

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(5) 掘削可能量及び採取可能量

砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行う。

(6) 年次別計画 設定しない

(7) その他の必要事項

江の川水系砂利等の採取に関する規制計画(土師ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	江の川	188k000	179k000	9. 00
計				9. 00

別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

土師ダムは、昭和49年3月に完成後、管理に移行し48年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、橋梁や取水堰等の構造物が点在しており、採取可能箇所が確保出来ない。また、ダム管理に支障を及ぼす堆積が見られないことから、砂利採取を禁止する。

よって、土師ダム直轄管理区間において、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理上に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部の代行掘削としての採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	江の川	188k000	179k000	9. 00
計				9. 00

②保全区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

江の川水系砂利等の採取に関する規制計画(灰塚ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延長 (km)
支川	上下川	上下川管理区間上流端	上下川管理区間下流端	11. 70
	杉谷川	0k860	上下川合流点	0. 86
	大谷川	1k300	上下川合流点	1. 30
	田総川	4k430	上下川合流点	4. 43
	木屋川	1k000	田総川合流点	1. 00
計				19. 29

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

灰塚ダムは、平成18年11月に完成後、管理に移行し15年が経過している。 ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、ダム管理に支障を及ぼす堆積は認められないことから、砂利採取を禁 止する。

よって、灰塚ダム直轄管理区間において、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延長 (km)
支川	上下川	上下川管理区間上流端	上下川管理区間下流端	11. 70
	杉谷川	0k860	上下川合流点	0. 86
	大谷川	1k300	上下川合流点	1. 30
	田総川	4k430	上下川合流点	4. 43
	木屋川	1k000	田総川合流点	1. 00
計				19. 29

②保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

斐伊川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	斐伊川本川	29k300	0k000	29. 30
	宍 道 湖	0k000	-1k000	1. 00
計				30. 30

別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

斐伊川本川においては、上流からの供給量の減少に伴い河床低下し、河川管理施設・取水施設等に支障を生じるため、昭和49年度以降対象区間の全川採取禁止とした。その後も斐伊川本川上・中流部の河床は河床低下の傾向を継続しているが、下流部においては堆積傾向にあり、土砂が賦存していることから、河川管理施設・取水施設等に支障を生じない範囲において掘削可能量を検討したところ、下流部に採取可能量が認められたので、河川管理上支障のない範囲で計画的に許可することとした。

なお、禁止区間において河川管理上の支障を認めるような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認める場合もある。

その他の宍道湖(斐伊川距離標 0.0km から宍道湖沖合 1.0km までを除く)、大橋川、中海、境水道、 剣先川、八間川は土質的に適さないため、斐伊川放水路は3面張り河道であることから採取対象区間 外とした。また、神戸川は斐伊川放水路事業として完成後の経過年数が浅く、砂利の採取可否につい ては、河床変動の動向等を把握した上で判断することとし、採取対象区間外とした。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面 別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	斐伊川本川	29k300	7k000	22. 30
計				22. 30

別添一般図表示のとおり。

②保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量	採取可能量	摘	要
					(千 m3)	(千 m3)		
幹川	斐伊川本川	7k000	0k000	7. 0	741	741		
"	宍道湖	0k000	-1k000	1.0	123	123		
計				8. 0	864	864		

(6)年次別計画 なし

(7) その他必要事項

斐伊川水系砂利等の採取に関する規制計画(尾原ダム)

(1) 対象区間

種 別	河 川 名	起点	終点	延長(km)
本 川	斐 伊 川	斐伊川管理区間下流端	斐伊川管理区間上流端	11. 35
支 川	槻ノ屋川	槻屋川管理区間下流端	槻屋川管理区間上流端	0. 90
"	下布施川	下布施川管理区間下流端	下布施川管理区間上流端	1. 60
"	奥下布施川	奧下布施川管理区間下流端	奧下布施川管理区間上流端	1. 30
"	八代川	八代川管理区間下流端	八代川管理区間上流端	0. 60
"	三沢川	三沢川管理区間下流端	三沢川管理区間上流端	0. 20
計				15. 95

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

尾原ダムは、平成24年3月に完成後、管理に移行し10年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、ダム管理に支障を及ぼす堆積は認められないことから、砂利採取を禁止する。

よって、尾原ダム直轄管理区間において、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削と して採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種 別	河 川 名	起点	終点	延長(km)
本 川	斐 伊 川	斐伊川管理区間下流端	斐伊川管理区間上流端	11. 35
支 川	槻ノ屋川	槻屋川管理区間下流端	槻屋川管理区間上流端	0. 90
"	下布施川	下布施川管理区間下流端	下布施川管理区間上流端	1. 60
"	奥下布施川	奧下布施川管理区間下流端	奥下布施川管理区間上流端	1. 30
"	八代川	八代川管理区間下流端	八代川管理区間上流端	0. 60
"	三沢川	三沢川管理区間下流端	三沢川管理区間上流端	0. 20
計				15. 95

別添一般図表示のとおり

②保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

斐伊川水系砂利等の採取に関する規制計画(志津見ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支川	神戸川	神戸川管理区間下流端	神戸川管理区間上流端	11. 80
	角井川	角井川管理区間下流端	角井川管理区間上流端	1. 60
計				13. 40

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

志津見ダムは、平成23年5月に完成後、管理に移行し9年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、ダム管理に支障を及ぼす堆積は認められないことから、砂利採取を禁止する。

よって、志津見ダム直轄管理区間において、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支川	神戸川	神戸川管理区間下流端	神戸川管理区間上流端	11. 80
	角井川	角井川管理区間下流端	角井川管理区間上流端	1. 60
計				13. 40

別添一般図表示のとおり

②保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

日野川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	日 野 川	17k000	海に至る	17. 00
支 川	法勝寺川	10k900	日野川合流点	10. 90
計				27. 90

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

昭和42年度より砂利等採取規制計画に基づき採取を許可してきたが、年次毎に許可量を減じた行政指導を行い第3次規制計画より全川採取禁止とした。

第6次規制計画では、部分的に採取可能量が認められたため、河川管理上支障のない範囲で計画的 に採取を許可する方針とした。

第9次規制計画より、本川において、海岸浸食の増長を抑制するため、皆生海岸の砂の補給源である本川の砂利を採取することを禁止し、法勝寺川については、橋梁・堰の構造物が多いことから、全川を採取禁止とした。

第12次規制計画では、河川整備における掘削予定箇所や土砂堆積箇所において、河道の安定性、 流下能力の上下流バランスに問題がなく、海岸域への砂の供給に対して影響の少ない範囲を採取可能 区間とした。

本規制計画では、前計画において一部採取可能としていた区間について、河川整備による河道掘削が完了し整備済箇所となったため、全川採取禁止とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面 別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹川	日 野 川	17k000	海に至る	17. 00
支 川	法勝寺川	10k900	日野川合流点	10. 90
計				27. 90

別添一般図表示のとおり

②保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量及び採取可能量なし

(6)年次計画 なし

(7) その他必要事項

日野川水系砂利等の採取に関する規制計画(菅沢ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	印 賀 川	印賀川管理区間上流端	印賀川管理区間下流端	4. 77
支 川	中 原 川	中原川管理区間上流端	印賀川合流点	1. 60
支 川	秋 原 川	秋原川管理区間上流端	中原川合流点	0. 37
計				6. 74

別添一般図表示のとおり。

(2) 規制の方針

菅沢ダムでは、昭和43年9月に完成後、管理に移行し55年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、上流に大宮ダムがあり、大規模な土砂の流入が考えられないことから、 砂利採取を禁止する。

よって、菅沢ダム直轄管理区間において、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	印 賀 川	印賀川管理区間上流端	印賀川管理区間下流端	4. 77
支 川	中 原 川	中原川管理区間上流端	印賀川合流点	1. 60
支 川	秋 原 川	秋原川管理区間上流端	中原川合流点	0. 37
計				6. 74

別添一般図表示のとおり

2保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

天神川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延長(km)
幹川	天 神 川	14k560	海に至る	14. 56
支 川	小 鴨 川	16k200	天神川合流点	16. 20
	国府川	8k910	小鴨川合流点	8. 91
	三 徳 川	2k200	天神川合流点	2. 20
計				41.87

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

昭和42年度より、砂利等採取規制計画に基づき採取を許可してきたが、年次毎に許可量を減じた 行政指導を行い、第3次規制計画より全川採取禁止とした。

本規制計画では、幾分の掘削可能量を算出したが、一連区間としてまとまった採取量が見込めないこと、河床材料の土質分類がシルト質であり骨材として不適であることから、引き続き全川採取禁止とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面 別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	天 神 川	14k560	海に至る	14. 56
支 川	小 鴨 川	16k200	天神川合流点	16. 20
	国 府 川	8k910	小鴨川合流点	8. 91
	三徳川	2k200	天神川合流点	2. 20
計				41. 87

別添一般図表示のとおり

②保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量及び採取可能量なし

(6)年次別計画なし

(7) その他必要事項 なし

千代川水系砂利等の採取に関する規制計画

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
幹 川	千 代 川	24k600	河口	24. 60
		25k800	25k000	0. 80
支 川	新袋川・袋川	9k500	千代川合流点	9. 50
	八東川	1k300	千代川合流点	1. 30
計	計			36. 20

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

昭和42年度より、砂利等採取規制計画に基づき採取を許可していたが、昭和45年度以降は河床 低下により、河口部以外での採取を禁止した。

第4次規制計画では、堆積が認められたため、構造物の保安距離や環境に配慮すべき箇所を除く一部区間においてを河川管理上支障のない範囲で計画的に採取を許可することとした。

本規制計画では、河床変動を確認し、引き続き河川管理に支障のない範囲で計画的に採取を許可する。

本川の 24.6k~25.0k 区間は、河床に露岩が点在し骨材採取には不適であること、また、支川袋川の全区間については、河床材料の土質分類がシルト質であることから骨材に不適と判断し、対象外区間とする。

支川新袋川・袋川、及び八東川の全区間においては、護岸からの横断的な保安距離等を考慮すると、 採取場所が分散し、また採取可能量も少ないと判断されることから、採取禁止区域とする。

ただし、禁止区域において、河川管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

別紙設定数値一覧表のとおり

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延長(km)
		3k900	海に至る	3. 90
		6k210	4k900	1. 31
幹川	千 代 川	9k240	7k000	2. 24
		12k310	11k910	0. 40
		14k100	12k730	1. 37
		14k800	14k400	0. 40
		15k860	15k450	0. 41
		17k210	16k600	0. 61
		17k950	17k650	0. 30
		19k800	18k750	1. 05
		20k910	20k100	0. 81
		22k320	21k340	0. 98
		23k920	22k960	0. 96
		25k800	24k600	1. 20
支 川	新袋川・袋川	9k500	千代川合流点	9. 50
	八東川	1k300	千代川合流点	1. 30
計				26. 74

別添一般図表示のとおり

②保安区域

別紙設定数値一覧表のとおり

(5) 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量	採取可能量	摘要
					(千 m3)	(千 m3)	
幹川	千代川	25k800	海に至る	25. 8	481	412	
計				25. 8	481	412	

(6)年次別計画

Ⅳ 1) 年次計画のとおり

(7) その他必要事項

千代川水系砂利等の採取に関する規制計画(殿ダム)

(1) 対象区間

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	袋川	17k600	14k400	3. 20
支 川	神 護 川	1k600	袋川合流点	1. 60
支 川	古神護川	0k100	神護川合流点	0. 10
計				4. 90

別添一般図表示のとおり

(2) 規制の方針

殿ダムは、平成24年3月に完成後、管理に移行し10年が経過している。

ダム下流の直轄管理区間は、上流からの土砂の供給が無いため、砂利採取を禁止する。

ダム上流の直轄管理区間は、ダム管理に支障を及ぼす堆積は認められないことから、砂利採取を禁止する。

よって、殿ダム直轄管理区間において、砂利採取を全面禁止とする。

ただし、禁止区域において、ダム管理に支障を及ぼすような堆積が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めることもある。

(3) 掘削基準河床及び掘削基準断面

なし

(4)禁止区域等

①禁止区域

種別	河 川 名	起点	終点	延 長 (km)
支 川	袋川	17k600	14k400	3. 20
支 川	神 護 川	1k600	袋川合流点	1. 60
支 川	古神護川	0k100	神護川合流点	0. 10
計				4. 90

別添一般図表示のとおり

2保安区域

なし

(5) 掘削可能量及び採取可能量

なし

(6) 年次別計画

なし

(7) その他必要事項

3) **設 定 数 値 一 覧 表** ①保安距離

	>= 111		保	安 距	離	(m)		
水系名	河川 名流 量 (m³/s)	堤防	護岸	床 固	橋梁	取水堰	鉄道	保安距離の考え方
吉井川	吉井川 8,000 ~ 8,600	50	30 (水衡部50)	200	200	200	200	地整の標準的な値を使用。 水衝部 5 0 mの適用は申請時検討。
	金剛川 1,100	30	20	ı	150	150	150	地整の標準的な値を使用。
旭川	旭 川 4,000 ~ 6,000	50	30 【水衡部 50	200	200	200	200	地整の標準的な値を使用。 水衝部 5 0 mの適用は申請時検討。
高梁川	高梁川 12,000 ~13,400	50	30 【水衝部 50	200	200	200	200	地整の標準的な値を使用。 水衝部 5 0 mの適用は申請時検討。
	派 川 2,300	30	20		150	150	150	地整の標準的な値を使用。
	小田川 2,300	30	20	-	150	150	150	地整の標準的な値を使用。
芦田川	芦田川 1,700 ~ 3,000	_	_	_	_	_	_	砂利採取に関する申請等があった時点で、そ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行うこととし
	500~950	_	_	_	_	_	_	- ている。 -
	高屋川 300~550	_	_	_	_	_	_	砂利採取に関する申請等があった時点で、そ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行うこととし ている。
太田川	太田川 5,000 ~ 8,000	50	30	200	200	200	200	地整の標準的な値を使用。
	$2,000 \sim 5,000$	30	20	150	150	150	150	
	三篠川 1,850	30	20	150	150	150	150	地整の標準的な値を使用。
	根谷川 850	20	10	100	100	100	100	地整の標準的な値を使用。
小瀬川	小瀬川 1,000	30	20	150	150	150	150	地整の標準的な値を使用。
佐波川	佐波川 1,600 ~ 2,900	_	_	_	-	_	_	砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行うこととしている。

.1.	Set III		保	安 距	離	(m)		
水系名	河川 名流 量 (m³/s)	堤防	護 岸	床 固	橋梁	取水堰	鉄道橋	保安距離の考え方
高津川	高津川 3, 100 ~ 4, 900	30	20	150	150	150	150	地整の標準的な値を使用。
江の川	江の川下流 7,600 ~10,700	50	30	200	200	200	500	河口部〈0k000~0k900〉は、河川敷をサッカー場等に利用されているため150mとする。その他は地整の標準的な値を使用。
	江の川上流 7,600 ~ 9,700 (106k100~139k800)	1	l	_	1	1	_	砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行うこととしている。
	800 $\sim 2,750$ (139k800~179k000)	I	ı	_		I	_	
	馬洗川 3,200 ~ 5,100	l	Ι	_	Ι	I	_	砂利採取に関する申請等があった時点で、その時の河川状況、河川に設置されている工作物への影響等を勘案し設定を行うこととしている。
	西城川 2,600		_	_	_	_	_	砂利採取に関する申請等があった時点で、そ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行うこととし ている。
	神野瀬川 990	-	_	_	-	-	_	砂利採取に関する申請等があった時点で、そ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行うこととし ている。
斐伊川	斐伊川 2,500 ~ 4,500	30	20	_	150		_	堤防: 現況高水敷法線から5mといずれか 長い方 橋梁: 灘橋及び瑞穂大橋については十分な 根入れが確認されたことから保安距 離を設定しない
日野川	日野川 3,700 ~ 4,600		I	_	1	1	_	全面禁止区域とするため設定しない。
	法勝寺 川410~			_	_	_		全面禁止区域とするため設定しない。
天神川	天神川 1,500 ~ 3,500	30	30	150	150	150	500	地整の標準的な値を使用。但し、護岸については急流河川であり、異常洗掘も考慮し、1ランクアップとした。
	天神川 800 ~ 1,500	20	20	100	100	100	_	地整の標準的な値を使用。但し、護岸については急流河川であり、異常洗掘も考慮し、1ランクアップとした。

水	河川		保	安 距	離	(m)		
小系 名	名流 量 (m³/s)	堤防	護 岸	床 固 上段:上流下 段:下流	橋 梁 上段:上流下 段:下流	取水堰 上段:上流下 段:下流	鉄道橋 上段:上流下 段:下流	保安距離の考え方
天神川	小鴨川 1,200 ~ 2,100	30	30	150	150	150	_	地整の標準的な値を使用。 但し、護岸については急流河川であり、異常 洗掘も考慮し、1 ランクアップとした。
	国府川500 ~700	20	20	100	100	100	_	地整の標準的な値を使用。 但し、護岸については急流河川であり、異常 洗掘も考慮し、1 ランクアップとした。
	三徳川400 ~750	20	20	100	100	100	_	地整の標準的な値を使用。 但し、護岸については急流河川であり、異常 洗掘も考慮し、1 ランクアップとした。
千代川	千代川 5,000 ~ 6,000 (0k000~16k000)	50	30	200	200	200	200	地整の標準的な値を使用。
	1,800 ~ 3,100 (16k000~26k000)	30	20	150	150	150	150	
	袋 川 160~210	20	10	100	100	100	100	地整の標準的な値を使用。
	新袋川袋 川470~ 550	20	10	100	100	100	100	地整の標準的な値を使用。
	八東川 2,000 ~ 2,400	30	20	150	150	150	150	地整の標準的な値を使用。

保安距離の中国地方整備局の標準的な値

	_	施設	とからの距	
施設の種	植 類	大河 川 毎秒 5,000m 以上の高水流量 を有するもの	中河川 毎秒1,000m 以上の高水流量 を有するもの	小河川 毎秒1,000m 未満の高水流量を 有するもの
河川 管理 施設	堤 護岸・水制 床 固	50m以上 30m以上 200m以上	30m以上 20m以上 150m以上	20m以上 10m以上 100m以上
許可	橋 梁	200m以上	150m以上	100m以上
工作物	取水堰	200m以上	150m以上	100m以上

- (注) (1) 鉄道橋の上下流 500m以内の砂利採取業者への採取計画の認可等は、 JRに通知することが必要。また、JRが河川管理者に対して 必要な措置を講ずべきと要請したときは、調査が必要。(S43年 8月29日付河川局水政課長通達)。
 - (2) ダム区間の保安距離は、全て中国地方整備局の標準的な値を使用。

水	河川名	区間	掘削基準河床高	基準河床設定の考え方
吉井川	吉井川	$3k800 \sim 17k200$ ($\cancel{\times}7k200 \sim$ 17k400)	施設管理河床高 +0.5m 又は平水 位の高い方	河床は経年変化は少ないが、護岸の根入れが十分でなく、また、許可工作物の根入れも未確認が多い。 ※すりつけ区間
		$17k400 \sim 19k000$ ($*19k000 \sim$ 19k200)	施設管理河床高又 は平水位の高い方	護岸の根入れも十分確保されている。 ※ すりつけ区間
		19k200 ∼ 32k800	施設管理河床高 +0.5m 又は平水 位の高い方	河床は経年変化は少ないが、護岸及び許可 工作物の根入れが十分でない。
	金剛川	0k000 ~ 3k800	施設管理河床高 +1.0m又は平水 位の高い方	河床は経年変化は河床低下傾向にあり、 護岸の根入れも十分でなく、許可工作物 の根入れも未確認が多い。
旭川	旭川	7k000 ~ 17k500	設定無し	全面禁止区域とするため設定しない。
高	高梁川	$-1k600 \sim 23k000$	設定無し	砂利採取に関する申請等があった時点で
梁	派川	高梁川分派点 ~高梁川合流点	設定無し	その時の河川状況、河川に設置されている
Ш	小田川	-0.8k ∼ 7k928	設定無し	工作物への影響等を勘案し設定を行う。
芦	芦田川	0K000 ∼ 9K300	設定無し	砂利採取に関する申請等があった時点で
田		9K300 ∼ 43K000	設定無し	その時の河川状況、河川に設置されている
Ш	高屋川	0K000 ∼ 7K600		工作物への影響等を勘案し設定を行う。
田	太田川	河口 ~ 70k800	計画河床高+0.5m 施設管理河床高+0.5m	計画河床高と施設管理河床高を比較する。 両者のうち、より高い方から0.5m以下を掘 削基準河床高とし、それ以下の掘削は禁止 した。
JII	三篠川	0k000 ~ 9k450	計画河床高+0.5m 施設管理河床高+0.5m	計画河床高と施設管理河床高を比較する。 両者のうち、より高い方から0.5m以下を掘 削基準河床高とし、それ以下の掘削は禁止 した。
	根谷川	0k000 ~ 5k450	計画河床高+0.5m 施設管理河床高+0.5m	計画河床高と施設管理河床高を比較する。 両者のうち、より高い方から0.5m以下を掘 削基準河床高とし、それ以下の掘削は禁止 した。
小瀬川	小瀬川	河口 ~ 13k100	計画河床高+0.5m又は 施設管理河床高+0.5mの 高い方	既設構造物の安全性を考慮して設定した。

水系名	河川名	区間	掘削基準河床高	基準河床設定の考え方
佐波川	佐波川	-1K600 ∼ 26K200	設定無し	砂利採取に関する申請等があった時点でそ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行う。
高津川	高津川	河口 ~ 14k200	平水位又は施設設 計河床高(整備計 画河道)+0.5m の 高い方	
	匹見川	0k000 ~ 1k030	平水位又は施設設 計河床高+0.5m の 高い方	
江の川下流	江の川 下流	河口 ~92K700		掘削基準河床高は、施設管理の観点から平水 位と施設設計河床高(整備計画河道)+0.5m を比較し、いずれか高い方とする。
江の川上	江の川 上流	106k100 ∼ 179k000	設定無し	砂利採取に関する申請等があった時点でそ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行う。
流	馬洗川	0k000 ~ 5k800	設定無し	砂利採取に関する申請等があった時点でそ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行う。
	西城川	0k000 ~ 1k300	設定無し	砂利採取に関する申請等があった時点でそ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行う。
	神野瀬川	0k000 ~ 5k500	設定無し	砂利採取に関する申請等があった時点でそ の時の河川状況、河川に設置されている工作 物への影響等を勘案し設定を行う。
斐伊川	斐伊川	0k000~2k000	TP-1.8m∼ 計画河床高	堆積傾向が著しい区間であり、堆積土砂による河積阻害が懸念されることから、再堆積抑制及び掘削が可能な施工方法を考慮して設定
		2k000~7k000	計画河床高	堆積傾向が著しい区間であり、堆積土砂に よる河積阻害が懸念されることから、平均河 床高の経年変化を考慮した上で周辺施設に 影響のない範囲内で設定
	宍道湖	-1k000 ∼0k000	TP-1.8m	堆積傾向が著しい区間であり、周辺に掘削による影響を受ける施設もないことから、掘削が可能な施工方法を考慮して設定
日野川	日野川	0k000 ~ 17k000	設定無し	全面禁止区域とするため設定しない。
	法勝寺川	0k000 ~ 10k900	設定無し	全面禁止区域とするため設定しない。

水系名	河川名	区間	掘削基準河床高	基準河床設定の考え方
天神川	天神川	0k000 ~ 14k560	平水位又は 施設設計河床高+1.0m	堰の敷高が、最大約1.0mであるため。
	小鴨川	0k000~ 16k200	平水位又は 施設設計河床高+1.0m	堰の敷高が施設設計河床高より0.6m程度高く、安全 側を考え0.5mの余裕高とした。
	国府川	0k000∼ 8k910	平水位又は 施設設計河床高+0.5m	堰の敷高が施設設計河床より0.1m程度高く、安全側を考え0.5mの余裕高とした。
	三徳川	0k000~ 2k200	平水位又は 施設設計河床高+0.5m	堰の敷高は施設設計河床高より低いが、基本方針での掘削高が施設設計河床高より0.1m程度高く、安全側を考え0.5mの余裕高とした。
千代川	千代川	$0k000 \sim 15k000$ $25k000 \sim 25k800$	基本方針河床高	急激な洗掘や堆積は生じておらず河床は安 定傾向にあることから現状の澪筋は保全可能 な高さと考えた
		15k000 ∼24k600	基本方針河床高+0.5m	将来、河床が低下傾向となることが想定されるが、現状では急激な洗掘や堆積は生じておらず河床は安定傾向にあることから現状の零筋は保全可能な高さと考えた
	新袋川・袋川	0k000 ~ 9k500	基本方針河床高	急激な洗掘や堆積は生じておらず河床は安 定傾向にあることから現状のみお筋は保全可 能な高さと考えた
	八東川	0k000 ~ 1k300	基本方針河床高	急激な洗掘や堆積は生じておらず河床は安 定傾向にあることから現状のみお筋は保全可 能な高さと考えた